締約国に関する情報 ＤＫ	デンマーク	附属書　Ｂ１ ＤＫ

一　般　情　報

国内官庁の名称	Danish Patent and Trademark Office （デンマーク特許商標庁）
所在地	Helgeshøj Allé 81, DK-2630 Taastrup, Denmark
郵便のあて名	所在地と同じ
電話番号 電子メール インターネット ファクシミリ装置	(45-43) 50 80 00 pvs@dkpto.dk http://www.dkpto.org (45-43) 50 80 01
国内官庁はファクシミリ装置又は同様の手段による書類の提出を受理するか？（ＰＣＴ規則92.4）	ファクシミリ装置及び電子メールによる提出を受理する
送付することができる書類の種類	すべての書類
書類の原本提出義務	請求がない限り提出義務はない
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？（ＰＣＴ規則82.1）	受理する
出願人がＷＩＰＯ ＤＡＳ[1]から優先権書類を取得できるようにする用意があるか？（ＰＣＴ規則17.1(ｂの2)）	出願人がＷＩＰＯ ＤＡＳから国際出願及び国内出願を取得できるようにする用意がある
デンマークの国民及び居住者のための管轄受理官庁	デンマーク特許商標庁，欧州特許庁（ＥＰＯ） 又はＷＩＰＯ国際事務局
国内法令[2]は外国官庁への国際出願を制限するか？	次の場合，出願は制限される： デンマークに居住する個人若しくは所在企業，又はデンマークの機関による，戦争資材に関する発明又は戦争資材の製造方法に関する発明に係る国際出願は，デンマーク特許商標庁を通じて出願する必要があり，デンマーク国防大臣の許可を得た秘密特許に限定して特許が付与される
デンマークが指定（又は選択）されている場合の管轄指定（又は選択）官庁	国内保護：デンマーク特許商標庁 欧州特許：欧州特許庁（ＥＰＯ）
ＰＣＴに基づき取得可能な保護の種類	国内：特許，実用新案（実用新案は国内特許に代えて又は国内特許に加えて求めることができる） 欧州：特許

［次頁に続く］

1　ＷＩＰＯ ＤＡＳについての詳細情報は次から入手可能である：https://www.wipo.int/en/web/das

2　特許法第70条及び統一機密特許法第２条及び第２a条。

ＤＫ	デンマーク（続き）	ＤＫ
国内官庁が認める手数料の支払方法	手数料はデンマーク特許商標庁のセルフサービスソリューション「PVS Pay」，https://pay.dkpto.dk/ を利用して，次のクレジットカードによる支払が可能である：Dankort，VISA/Dankort，EURO/Mastercard，American Express，VISA，VISA Electron，JCB，Mobilpay。 更に，次を受取人とする送金による支払も可能である。 Danske Bank Holmens Kanal 2-12，DK-1092 København K. 登録番号：0216 口座番号：4069056296 SWIFT：DABADKKK IBAN：DK6602164069056296 EAN：5798000025004	
国際型調査に関するデンマークの規定（ＰＣＴ第15条）	特許法第９条並びに特許令４条及び第37条	
国際公開に基づく仮保護	国内特許を目的とする指定の場合： 公開手数料の支払及びデンマーク語による翻訳文の提出又は国際出願がデンマーク語によりされた場合で，出願時のその国際出願の写しを提出すれば，国際公開後に出願人に対して特許の付与に基づき損害賠償が請求できる意味の仮保護を与える。損害賠償は，事情により相当であると判断される範囲に制限される。また仮保護は，当該出願と特許との双方の請求の範囲に記載されている事項の範囲に限られる。特許法第33条，第58条及び第60条参照。 欧州特許を目的とする指定の場合： 国際出願の請求の範囲をデンマーク語にした翻訳文に関する要件が満たされたものであることを条件として，特許が付与された時に，事情に応じた正当な補償。保護は，当該出願及び当該特許双方の請求の範囲に記載された事項に限定される。（特許法第83条(2)参照）	
デンマークが指定（又は選択）されている場合の有益な情報		
国内保護について		
デンマークが指定（又は選択）されている場合に発明者の氏名（名称）及びあて名を提示しなければならない時期	願書中に記載するか，又は出願後に提出することができる。ＰＣＴ第22条又は第39条(1)(a)に規定する期間内に要件を満たしていない場合，管轄官庁は命令で定める期間内に当該要件を満たすよう出願人に求める。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？	あ　り（附属書Ｌ参照）	
欧州特許については，附属書Ｂ２の欧州特許機構（ＥＰ）を参照		